

令和7年2月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第71号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	1

議案第 7 1 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号本文中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>33円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

新

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表（第3条関係）

階級	勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満
消防団長及び副団長	12,900円	13,700円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円

備考 略

旧

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表（第3条関係）

階級	勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満
消防団長及び副団長	12,500円	13,350円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円

備考 略